

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カ スミ白岡原ヶ井戸店

埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東二十七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

A 四駐車場のE 八出入口は交差点との距離が近いため、注意喚起の看板を設置するなどの交通安全対策への配慮をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年四月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター